

南信州の民俗芸能継承活動支援に関する協定書

(目的)

第1条 株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と南信州広域連合（以下「乙」という。）は、南信州の貴重な資産である民俗芸能の継承活動を協働して推進するため、長野県が別に定める「南信州民俗芸能パートナー企業」制度実施要綱に基づき、ここに協定を締結する。

(協定期間)

第2条 協定の期間は、協定の締結の日から2年間とする。

2 前項の期間満了1ヶ月前までに甲又は乙からの協定解除の申し入れが無い場合は、自動的に2年間協定を更新し、以後も同様とする。

(甲の責務)

第3条 甲は、従業員がその居住地、出身地、血縁者の居住地等で実施される民俗芸能に参加することを推奨し、そのための休暇取得を促進するものとする。

2 甲は、乙からの情報提供、支援要請に基づき、乙が事務局を務める南信州民俗芸能継承推進協議会、個別地区の民俗芸能実施団体、その関連団体及び市町村等（以下「協議会等」という。）が行う民俗芸能を継承するための各種取組に協力し、これを支援すると共に、これら団体との交流を積極的に行うものとする。

3 甲は、前2項に掲げるもののほか、民俗芸能の継承を推進するため、自ら積極的に独自の取組を実践するものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、協議会等と調整を図り、民俗芸能継承の各種取組を推進すると共に、個別地区の支援要請等を取りまとめ、甲に対して必要な支援を要請するものとする。

2 乙は、甲が行う協議会等への支援の受け入れにあたって必要な調整を行うと共に、甲と個別地区との交流の促進を図る。

(安全確保の措置)

第5条 甲は、乙の要請に基づく各種取組への従業員の参加について、十分な安全対策を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故については、乙は一切の責任を負わないものとする。

(その他必要と認められる事項)

第6条 この協定の変更又は解消は、甲乙の合意によらなければならない。

2 この協定に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定締結の証として、本書を3通作成し、甲乙及び立会人が署名のうえ各自1通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 長野県飯田市〇〇町〇丁目〇番地
株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長

乙 長野県飯田市上郷別府 3338 番地 8
南信州広域連合 連合長

立会人 長野県南信州地域振興局長